

令和7年1月

第1回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月16日 午後3時00分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
4番	飯島 秀幸	5番	飯岡 宏記
6番	石田 真也	7番	中島 信夫
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	18番	本橋 文男
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

3番	横田 晋吾	8番	関口 和美
----	-------	----	-------

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 任	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

- 議案第 3号 現況証明の発行可否について
議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 4号 現況証明の専決処理について
報告第 5号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 7号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後3時00分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和7年第1回の総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年も、事務局一同、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。

令和7年第1回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の出席を賜りましてありがとうございます。

また、本年は巳年ということで、蛇は脱皮を繰返しながら成長していきますが、私たち農業委員会も農業者の発展のために、より尽力していかなくてはならないと考えているところでございます。委員の皆さんと力を合わせながら各種事業を推進していきたいと思っておりますので、御支援、御協力をお願ひいたします。

本日は御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第1回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席3番横田晋吾委員、議席8番関口和美委員より、欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和7年第1回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席16番吉田新一委員、議席17番青木道子委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局苅谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号9番については、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番と関連する一体の申請であることから、議案第1号の審議から提出番号9番を除いて議題とすることよろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可

についての提出番号9番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、市が実施する農地再生チャレンジ事業用地として借り受け、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、農地法施行令第2条第1項の不許可の例外に該当するため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番について、申請者は野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番について、申請者は芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号4番について、申請者は水稲・野菜・ブルーベリーを作付けしている農家で、申請地にはブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号5番、6番については、同一申請者のため一括して説明いたします。

申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番について、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号8番について、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号10番について、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 2 番から 8 番、10 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 1 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、父から子に贈与するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 11 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る 1 月 8 日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号 12 番については、申請者は芝を作付けしている農家で、申請地にはブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号 13 番については、申請人は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 12 番、13 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る 1 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 14 番については、申請者は水稲・果樹を作付けしている農家で、申請地には

水稻を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、申請者は水稻・小麦を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜・芝を作付けする予定です。

提出番号 17 番、18 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者はブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号 19 番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 20 番については、申請者は水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 14 番から 20 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る 1 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 21 番については、レンコンを作付けしている農家で、申請地にはレンコンを作付けする予定です。

提出番号 22 番については、水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号 23 番については、ブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号 24 番については、借受人から取下げの意向がありましたが、貸付人との間で協議が必要であることから、継続審議とすることにしました。

以上のことから、提出番号 24 番については継続審議。提出番号 21 番から 23 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号 24 番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号24番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号24番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

提出番号24番については、本橋委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号24番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号1番から8番、10番から23番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第1号の提出番号1番から8番、10番から23番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から8番、10番から23番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から8番、10番から23番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について及び議

案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号9番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第1号の提出番号9番及び議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、申請地の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、最適な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

全体計画面積は9,229㎡で、うち山林の面積は7,340㎡です。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、595Wパネル2,118枚を設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、発電した電気は、電気小売業を営む法人へ売却する書面が添付されております。

提出番号2番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭となってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から5番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えな

いものと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内に支店を持つ高速道路の工事・整備事業を営む法人です。圏央道の四車線化事業に伴い、申請地を借り受け、工事用地として令和4年2月に3年間の一時転用の許可を得ましたが、期間内に工事が終了しない見込みであることから、再度の申請をするもので、令和9年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、現在の計画どおり周囲を仮囲いし、一部を砕石敷き、新設する道路沿いには鉄板を敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上、既存の施工ヤードの段差にスロープ、作業ヤードと耕土仮置場を設置しており、引き続き同様に利用する計画です。

なお、敷地の一部に水路がありますが、鉄板等で保護する計画となっております。資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、仮住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借住まいですが、手狭のため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借住まいですが、家族が増え手狭になったために、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借住まいですが、手狭のため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第1号の提出番号9番と議案第2号の提出番号12番は、自己用住宅に係る一体の事

業のため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分については、第1種と判断いたしました。

議案第1号の提出番号9番については、自己用住宅に係る取排水管を埋設するための区分地上権を設定するものです。

議案第2号の提出番号12番については、申請者は、現在、借家住まいですが、子供が生まれ手狭になったため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号9番については、農地法第3条第2項のただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま

す。議案第2号の提出番号6番から13番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地と第1種農地の例外許可規定及び第2種農地と第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る1月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、同一大字地内で電気工事業を営む法人です。既存の資材置場、従業員用駐車場が手狭な上、盗難防止も兼ねて拠点の前に集約し、利便性を高めたいことから、申請地を借り受け、駐車場兼資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を柵で囲い、全面碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、従業員及び社用車14台分の駐車スペースを確保し、電気工事資材、廃棄物用パッカー一等を置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号14番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る1月8日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、同一大字内に事務所を持つ旅客自動車運送業を営む法人です。既存の大型バス駐車場兼従業員用駐車場が狭く、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、従業員用駐車場を移設すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車26台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置く障害福祉サービス事業等を目的として設立された法人です。今般、事業を開始すべく、申請地を取得し、障害者福祉施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての建物1棟を建築し、入所者用運動スペース、普通自動車9台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については、関係会社からの資金提供で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号15番から18番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る1月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、アパート住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番、21番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

農地区分は第1種農地と判断いたしました。

申請者は、会社員の傍ら個人事業者として、オートキャンプ場を開設するべく申請するもので、20番については土地を売買により取得し、21番については借り受けるものです。

許可後の利用方法は、整地し、周囲をフェンス等で囲い、雨水は敷地内浸透処理をした上で、土地改良区の水路を横断する場内出入口1か所、砕石敷場内通路、管理棟1棟、キャンプサイト15区画、広場1区画、外灯9か所、駐車場5台分を設置する計画です。

運営については、紙媒体、電子媒体のPR、ホームページ等からのネット予約、電子マネーを活用し、常勤2名とパートを雇い、年間稼働率42%を目指します。資金については、自己資金で賄います。

また、地元区会や土地改良区の承認も得ております。

提出番号22番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることになったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理をした上で、595Wパネルを150枚設置する計画で、資金については自己資金で賄います。

以上のことから、提出番号19番から22番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る1月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置き、建設業を営む法人です。アパート経営による資産の安定を図るべく、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置き、建設業を営む法人です。市内で請負工事の受注数が増加したことに加え、市内に資材置場がないことから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、敷地内浸透処理とした上で、工事車両、コンクリート二次製品及び砕石等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号27番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内に支店を置き、建設業を営む法人です。申請者は、平成30年に農地法第5条の一時転用許可を受け、申請地を資材置場用地として利用していましたが、許可期限が既に終了しているため、再度、資材置場用地として申請するものです。

なお、先述の期間が終了していたことに加え、当初の許可の計画どおりに利用していなかったことから、顛末書が添付されております。

許可後の利用方法は、周囲を鉄パイプで囲い、山砂で整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で砕石等を置く計画で、資金については自己資金で賄います。

以上のことから、提出番号23番から27番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号9番及び議案第2号の説明及び報告が終わりました。

議案第1号の提出番号9番及び議案第2号について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号9番及び議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号9番及び議案第2号については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号9番及び議案第2号 農地法第5条の規定

による権利の設定・移転の許可については、許可することに決定いたします。

なお、議案第2号の提出番号6番につきましては、転用する農地面積が30aを超える案件となりますので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第3号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る1月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、申請地の一部は、20年以上前から宅地として利用されておりましたが、その他の残り部分は、農業用機械等により容易に耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る1月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号3番については、20年以上前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、20年以上前から駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番から4番については、非農地証明の範囲と認められるこ

とから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

報告します。

去る1月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、20年以上前から駐車場として使用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、20年以上前から駐車場として使用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号7番については、20年以上前から駐車場として使用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号8番については、20年以上前から駐車場として使用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号9番については、20年以上前から駐車場として使用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番から9番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

提出番号1番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号1番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番については、中島委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号の提出番号1番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号2番から9番について審議いたします。

意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。議案書18ページから19ページ、議案第3号の提出番号5番から9番はについて、土地の所在地番から近接地と思われますが、当該申請地は一体として利用されているのでしょうか。

議 長（飯野 和男）

事務局から説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

当該申請地につきましては、店舗の車両置場、駐車場として一体として使用されたものでございます。

以上でございます。

對崎徳男委員

ありがとうございます。

議 長（飯野 和男）

そのほか何か意見はありますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これに提出番号2番から9番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番から9番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 現況証明の発行可否についての提出番号2番から9番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案書20ページになります。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年12月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号38番までのとおりとなり、豊里地区4件、谷田部地区8件、荃崎地区14件、大穂地区1件、筑波地区6件、桜地区5件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書25ページになります。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年12月18日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権の設定するものです。

以降、整理番号17番までのとおりとなり、豊里地区3件、谷田部地区12件、筑波地区2件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第5号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第7号についてですが、内容は議案書42ページから66ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第7号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

